

Ashiya information

お知らせ

給与支払い報告書はネットで提出

前年中に給与等の支払いをした従業員(パート・アルバイト・退職者含む)の給与支払報告書を2月2日(月)までに提出してください。提出にはeLTAXが便利です。※提出書類はホームページからダウンロード可

■問い合わせ 課税課市民税係☎38-2016



スマホでトライ！確定申告



スマホとマイナンバーカードで自宅からe-Tax申告ができます。マイナポータルと連携すると自動入力でさらに便利に！

■問い合わせ 芦屋税務署☎31-2131 確定申告書等作成フォーム



個人市県民税の電子申告が始まります

～スマートフォンやパソコンから、
もっと便利に、もっと簡単に～
令和8年度(令和7年中の所得に関する申告分)より、マイナンバーカードを利用して個人市県民税の電子申告ができるようになります。詳細はホームページをご確認ください。

■問い合わせ 課税課市民税係☎38-2016



物価高対応 子育て応援手当



ホームページ

物価高の影響が長期化しその影響がさまざまな人々におよぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、「物価高対応子育て応援手当」を支給します。対象者には1月中にご案内を送付しますので、ご確認ください。

※公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

■対象 次の(1)(2)を養育する父母等

(1)令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童
※令和7年9月に出生した児童については
10月分

(2)令和7年10月1日から令和8年3月31日
までに出生した児童

■給付額 対象児童1人あたり2万円

■問い合わせ こども政策課こども支援係☎38-2045

【説明会】(前日までに要予約)

3月1日(日)・3月14日(土)午前10時～正午

※事業の主旨や活動内容についてご理解いただきため、保護者同伴にていずれかの説明会にご出席ください。

【選考試験】(説明会出席・申込必須)

①1次試験：3月22日(日)午前10時～正午

②2次試験：3月29日(日)午前9時～正午

■申し込み 説明会前日までに申込フォームまたは電話で

■会場&問い合わせ 潮芦屋交流セン

ター☎25-0511/午前9時～午後5時
30分(水曜休館)



芦屋市乳児等通園支援事業の実施事業者募集

令和8年4月から全ての子どもの成長を応援し、良質な育成環境を整えるために、乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)が始まります。市内の事業者で実施を希望される場合は下記へ。

■期間 受付中～1月13日(平日・午前9時～午後5時)

■対象 市内事業者※応募条件あり

■申し込み&問い合わせ ほいく課☎38-2180

募 集

第60回姉妹都市 学生親善使節募集



ホームページ



芦屋市の姉妹都市であるアメリカ・カリフォルニア州モンテベロ市へ派遣する学生親善使節を2人募集します。



令和7年度芸術文化活動表彰にかかる候補者の推薦の募集

■対象 市民または、市内に事務所、活動の拠点があるなど、市内を中心に活動する文化芸術団体もしくは個人。※自己推薦可

▶国際的、全国規模の受賞者および表彰を受けた活動。(賞の性質、規模、社会的名誉・貢献度を考慮)

▶近畿圏、全県規模の公共的団体等が主催する賞の受賞者および表彰を受けた活動(上位3人以内)

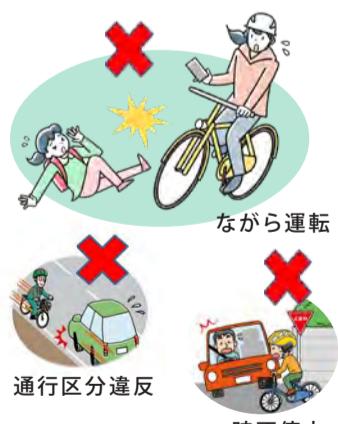
■申し込み 1月30日(金)までにオンラインにて申請(ホームページよりアクセス可)または申請書(ホームページからダウンロード可)を持参または郵送で。

■問い合わせ 市民参画・協働推進課☎38-2007
(〒659-8501住所不要)

対象となる主な違反行為は？

違反行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視、通行区分違反(右側通行、歩道通行など)	6,000円
一時不停止、イヤホンの使用	5,000円

他にも違反対象となる行為があります。詳しくは県警ホームページへ。



令和8年4月1日から 自転車の交通違反に 青切符(交通反則通告制度)が導入

「青切符」とは？

自転車の交通事故の抑止を図るため、反則行為をした自転車運転者(16歳以上)に反則金の納付を通告する制度

青切符を交付されたらどうなるの？

取り締まり(告知)を受けたら、銀行や郵便局で反則金を仮納付します。仮納付しなかった場合は、通告書と納付書の交付を受けて納付書に記載された金額を納付します。納付しないときは刑事手続きに移行します。

対象となる主な違反行為は？

違反行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視、通行区分違反(右側通行、歩道通行など)	6,000円
一時不停止、イヤホンの使用	5,000円

他にも違反対象となる行為があります。詳しくは県警ホームページへ。

▶車を運転するドライバーの方へ

自転車の右側を通過する車両についても、自転車との間隔に応じて安全な速度で進行しなければならないこととされています。



問い合わせ 道路・公園課☎38-2480